

# 児童虐待死亡事例検証報告書

(平成27年7月 宮古島市3歳児死亡事例)

平成28年5月

沖縄県社会福祉審議会  
児童福祉専門分科会 審査部会



## 目 次

1	検証の目的	1
2	検証の方法	1
3	本事例の概要	1
4	本事例の経緯	2
5	明らかとなった問題点・課題（問題点の整理・分析）	7
5	提言（今後の課題）	11
 (資料)		
1	沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会開催経過	15
2	沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会委員名簿	15

## 1 検証の目的

「児童虐待の防止等に関する法律」第4条第5項において、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、国・地方公共団体双方に分析の責務が規定されている。

本検証は、児童虐待死亡事例を検証することにより、類似事例の再発防止、児童虐待の早期発見、適切な対応のあり方等を検討し、児童虐待防止体制の充実・強化を図ることを目的とする。

## 2 検証の方法

検証の組織は、その客観性を担保するため、「沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会」の委員で構成する。

審査部会は、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知、最終改正：平成23年7月27日）に基づき、当該児童虐待死亡事例について、事実の把握を行い、発生原因の分析、検証を行い、必要な再発防止策を検討することとしている。具体的には、事務局から事例に関する情報提供、関係機関等から提出された資料をもとに情報の収集及び整理を行うとともに事実関係を明らかにし、発生原因の分析等を行う。さらに、分析結果に基づき、再発防止に必要な提言を行う。

なお、本検証は、特定の組織や個人の責任の有無を追及するものではない。また、プライバシー保護の観点から、会議（審査部会）は非公開とした。ただし、審議の概要及び提言を含む報告書は、沖縄県及び国（厚生労働省）に報告し、公表する。

## 3 本事件の概要

### （1）事件の概要

発生日時：平成27年7月26日（日）18時10分頃

発生場所：宮古島市（居住するアパート室内）

発覚の状況：搬送先病院医師から宮古島警察署への通報による。

上記発生日時において、継父が3歳の長女（以下「本児」という）に対して、言うことを聞かなかった事を理由に床に突き倒すなどの暴行を加えた。頭部を床に打ち付けた本児は、18時30分頃母親の通報により市内の病院に搬送されたが、7月27日6時33分に頭蓋内損傷による死亡が確認された。

平成27年7月28日、宮古島署は傷害致死の容疑で継父を逮捕。

平成27年8月19日、那覇地方検察庁平良支部は継父を傷害致死容疑で起訴。

### （2）家族の状況

本児の母親は長男、本児、次女をもうけた後に離婚し、継父と平成26年に再婚。平成27年2月に、他県A市より沖縄市へ転居後、平成27年4月に次男を出産。平成27年6月に宮古島市の曾祖母宅（継父祖母宅）へ転居。

### (3) 家族構成

- ・ 継父 : 21歳
- ・ 母 : 23歳
- ・ 兄 (長男) : 4歳
- ・ 本児(長女) : 3歳
- ・ 妹 (次女) : 1歳
- ・ 弟 (次男) : 0歳

### 4 本事件の経緯

年月日	家族の状況	児童相談所の対応	関係機関の対応
H27. 2. 28	県外A市より沖縄市へ転居		
H27. 3. 30	沖縄市へ転入届提出 母子手帳の申請		沖縄市子ども相談・健康課が飛び込み出産リスクを懸念し、県外A市へ情報確認
H27. 4. 11	母が出産のためうるま市内の病院へ入院 陣痛室にて継父が病院職員へ暴言を吐く ----- 弟(次男)出生		
H27. 4. 12	新生児室に弟(次男)を残したまま継父が母を強制的に連れ帰る		
H27. 4. 16	弟(次男)の迎えの際、継父と母が大声で喧嘩。 母の手には出血痕、顔に打撲痕と鼻血 -----	県外A市の児童相談所から本世帯の情報提供 ケース移管の調整	うるま市内の病院から沖縄市子ども相談・健康課へDVについての情報提供
H27. 4. 17	沖縄市子ども相談・健康課が家庭訪問 女性相談所への一時保護を促したが、母は拒否 -----	沖縄市子ども相談・健康課が、女性相談所、沖縄警察署、児童相談所に情報提供	

年月日	家族の状況	児童相談所の対応	関係機関の対応
H27. 4. 23	兄（長男）と本児に継父が暴力をふるう 兄（長男）は頭部を一針縫うケガを負う		
H27. 4. 24	親族が警察に通報 警察が同行し、母子とも女性相談所へ一時保護		
H27. 4. 27	女性相談所を退所 母子は親族宅へ避難	沖縄署が児童相談所へ本家庭に関する情報を提供	
H27. 4. 28		女性相談所からの虐待通告書受理	
		受理会議の開催 社会調査の開始	
H27. 4. 30		うるま市内の病院の虐待対策委員会から、病院で観察された DV や家族の状況と経過について情報提供	
H27. 5. 1		継父宅に戻った場合は、子どもを一時保護する方針を母親へ伝えることを会議にて決定（保護者の同意を前提とする）	
		会議で決定した方針を母親へ伝える	
H27. 5. 6	母子ともに継父宅へ戻る		
H27. 5. 7	家庭訪問し一時保護の方針を伝えるが継父の同意を得られず。継父及び母親に対して、今後子どもらに傷や痣が確認できた場合や、夫婦間の口論・暴力があった場合は一時保護をすること、また、今後も面談を継続して行っていくことを伝える		
H27. 5. 13		リスクアセスメントシートにより危険性・緊急性の高いケースであることを初期調査会議で確認	
H27. 5. 15	兄（長男）に対する継父の暴行を、母親が警察に通報		
	母子ともに親族宅へ避難		沖縄警察署が母親の意向を受けて母子ともに親族宅に移送

年月日	家族の状況	児童相談所の対応	関係機関の対応
H27. 5. 15		関係者会議（児童相談所、沖縄警察署、沖縄市子ども相談・健康課が参加）において、沖縄警察署から母子を親族宅へ移送した旨の報告がなされる	
		親族宅に居住する本児らを職権により一時保護する方針を会議にて決定	
	親族宅にて一時保護の意向を伝えるが、母が拒否。継父宅に戻らない、児童相談所の面談を継続的に受けることを母と約束し、職権による保護を見送る		
H27. 5. 16	親族宅を訪問し、身体的虐待を受けていた兄（長男）と本児の保護について再度母親を説得するが同意が得られず、子どもの一時保護には至らず		
H27. 5. 20		5月15日の件に関する沖縄署の虐待通告書を受理	
H27. 5. 22		児童相談所や沖縄市が連携し母親の生活保護申請や住居探しの支援を開始	
H27. 5. 25		母子の自立支援のため、沖縄市パーソナルサポートセンターへ繋ぐことを会議にて決定	
H27. 5. 26	沖縄市パーソナルサポートセンターへ同行訪問。物件探しやミルク、おむつの支給等の支援を申請。同所の支援を受ける。		
H27. 6. 14	児童相談所に連絡せず母子ともに継父宅に戻る		
H27. 6. 15	児童相談所に連絡せず一家で宮古島市曾祖母（継父の祖母）宅へ転居		
H27. 6. 16		関係機関より、母子が継父宅に戻っているらしいとの情報を得る	
		翌日（17日）職権による一時保護を行うことを会議にて決定 沖縄署に協力依頼の要請	
H27. 6. 17	職権による一時保護のため、警察同行で継父宅を訪問するが、不在。家財道具は持ち出されており生活実態が無い状態であった		
H27. 6. 18	母からの入電で、宮古島市へ転居したことを確認		

年月日	家族の状況	児童相談所の対応	関係機関の対応
H27. 6. 19		宮古島署へ安全確認依頼	
	宮古島署職員が曾祖母宅を訪問	宮古島市児童家庭課へ協力依頼	宮古島署職員による子どもの安全確認
H27. 6. 22		宮古島市に出向き曾祖母へ協力を依頼し、宮古島市の関係機関と連携体制を構築する方針を会議で決定	
H27. 6. 25	母から「子どもへの暴力は無いが、自分へのDVがある」との電話相談。「子どもと一緒に県外の親族宅に移るための費用を支援してほしい」との要望が電話で伝えられる		
H27. 6. 26		親子分離に母が強い抵抗を示しているため、母子ともに女性相談所への入所を促し、女性相談所を通して県外親族宅へ移送する方向で関係機関との調整を行う方針を会議にて決定	
		宮古配偶者暴力相談支援センターおよび女性相談所へ対応を依頼	
	母へ「宮古配偶者暴力相談支援センターに連絡し、支援を要請するように」と電話で伝えるが、母は同所へ連絡せず		
H27. 6. 29	母から「女性相談所へ入所することに抵抗がある」との電話連絡を受ける		
H27. 7. 9	母に曾祖母の連絡先の提供を求めるが、拒否される		
H27. 7. 15		宮古島市児童家庭課へ、曾祖母が同居しているかどうか確認を依頼する	
	宮古島市児童家庭課による家庭訪問		
		継父と母子は同居しており、曾祖母は不在であることを宮古島市児童家庭課が児童相談所へ報告	



年月日	家族の状況	児童相談所の対応	関係機関の対応
H27. 7. 16		<p>早期に児童相談所が曾祖母宅へ直接訪問し、母子での避難を促すとともに母の行動いかんによっては一時保護を再検討することを会議にて決定。</p> <p>1週間後に宮古島市への出張を予定していたが、別の虐待事案対応のため延期</p>	
H27. 7. 26	事件発生		

※ コザ児童相談所は児童相談所として記す

## 5 明らかとなった問題点・課題（問題点の整理・分析）

### （1）児童相談所の対応について

#### ① 子どもの安全確保（一時保護）について

児童相談所は、平成27年5月15日、親族宅で母と居住する本児らを職権により一時保護する方針を決定した。しかし、親子分離を拒否する母の意向を重視し、継父の元に戻らないこと、児童相談所の職員と継続的に面談することを母に約束させた上で保護を見送った。翌16日に子どもの一時保護について母を再度説得したが同意を得られず、保護には至らなかった。

その後、母子が親族宅を出て継父と同居したとの情報を得たため、6月16日、保護者の同意がなくても職権による一時保護を実施することを決定した。翌17日に警察を伴い継父宅を訪問すると、既に一家は転居しており、本児らを保護することはできなかった。

児童相談所は、母子が継父とともに宮古島市の（継父方）曾祖母宅に転居したとの情報を得た後、母子の安全確認と、曾祖母へ協力依頼を行う方針を決定した。しかし、同市の関係機関から母子の安否報告を受けた後は、母子が継父と同居していることを知りながらも本児らを保護しなかった。そして、宮古島市には出向かずに電話連絡のみで母子を他県へ移送する調整を進めようとしていたが、その途中で本事件が発生した。

上記について、次の問題点・課題が指摘できる。

- 本事案の最も大きな問題は、職権による一時保護を決定していながら、再三にわたり保護を見送り、子どもの保護・救出ができなかったことである。子どもの保護を強行して保護者と敵対関係になることへの懸念や、転居等により子どもを取り巻く環境が変化した際、虐待のリスクが軽減したかのような誤った判断がなされたことが、保護に至らなかった要因と考えられる。保護者の同意を得なくとも子どもを保護できる「職権による一時保護」という決定がなされた以上、安易に判断を覆すべきではなく、現場で判断がぶれないよう毅然とした態度で一時保護を実施する必要があった。
- 虐待対応は子どもの安全を第一に考えなければならず、DV被害者である母のケースワークと子どもの一時保護は分けて考えるべきである。母との関係を重視するあまり、親子分離を拒否する母の意向を優先させたことが、子どもの一時保護を躊躇させる要因となってしまった。保護者の反発が予測されるとしても、子どもを親から分離して安全を確保することが先決であり、保護した後、安全性が確保された後で家庭との調整を行うべきであった。

- 宮古島に転居した後、母子と継父が同居していると判明した段階で、より一層の危機感を持ち、迅速に状況把握に努め、子どもの安全確保を最優先する対応を行うべきであった。

## ② 虐待のリスク評価について

児童相談所は、4月28日に本児に関する虐待通告を受け、初期調査を行った後、5月13日の初期調査会議でリスクアセスメントシート（虐待リスク度判定のための客観的指標）を用いたリスク評価を実施した。その結果、危険性・緊急性が高く、一時保護が必要なケースであることを確認したが、転居等で子どもの環境が変化した際や、一時保護見送りの判断をする際に、再評価は行われていなかった。

上記について、次の問題点・課題が指摘できる。

- 一時保護の要否は、客観的で合理的な判断に基づかなければならない。系統的かつ専門的な情報収集と情報整理、それらに基づいた評価を行うために、リスクアセスメントシートを活用すべきであり、特に、子どもの環境に変化が生じた場合は、その都度リスクアセスメントシートによる判定を行い、再評価に基づいて方針を決定する必要がある。
- リスク評価に基づき一時保護の決定がなされた場合、リスクが明確に軽減されない限り方針を変更すべきではない。方針の変更は、リスクがどれだけ軽減したのかを明確に示し、客観的なリスク評価に基づいて行われるべきである。

## ③ DVと児童虐待の関連について

母は夫（以下「継父」とする）のDVから逃れるために、本児らを連れて女性相談所に入所した。しかし、自らの意向により短期間で退所し、その後いったんは親族宅へ身を寄せるも、再び継父のもとに戻ってしまった。母はその後、再び継父と別居して母子での生活自立に向けた支援を受けていたが、結局は継父の元に戻り、継父とともに宮古島市へ転居するに至った。

宮古島市に転居後も、継父による母へのDVは続いており、児童相談所は母の希望を汲み母子での県外転出へ向けた支援を続けていたが、結果的に母が行動を起すことはなかった。

上記について、次の問題点・課題が指摘できる。

- 子どもの面前で行われるDVが、子どもに対する心理的虐待であるという認識が不足していた。

- DV等の女性相談は自主性が重んじられるため、自ら希望しないと保護には至らない。本事案では、母へのDVと子どもの虐待とを同時進行で解決しようとしたため、母の要望に従い母子を一緒に継父から離す方向へと支援の焦点が移り、子どもの保護が後回しになってしまった。
- DV被害者は、身体的、精神的な暴力に対する痛み、恐れやおびえ、不安や緊張に加え、繰り返される暴力により無力感が高まり、自尊感情が低められる結果、思考停止に陥ったり、言動に一貫性が保てなくなったりすると言われている。本事案では、このようなDV被害者特有の心理的特徴を踏まえた判断を行うことができず、二転三転する母の言動に振り回され、速やかな子どもの保護・救出ができなかった。

## (2) 関係機関との連携について

本事案は、児童相談所を始め、女性相談所、警察（沖縄署、宮古島署）、市（沖縄市子ども相談・健康課、宮古島市児童家庭課）等多くの関係機関が関わっていた。しかし、関係機関独自の判断による対応（5月15日に継父が長男へ暴行をはたらいた際、通報を受けた警察は母の申し出に従い母子を親族宅へ移送した）、虐待に関する情報共有の不足（一家が宮古島市へ転居した後、児童相談所は宮古島市の関係機関や同市を管轄する中央児童相談所に具体的な情報提供を行っていない）等、各関係機関との連携が十分に図られていなかった。

上記について、次の問題点・課題が指摘できる。

- 母の希望に従い母子を親族宅へ移送した警察の対応は、継父から母子を隔離するための緊急対応ではあったが、一貫性と整合性を持った虐待対応という観点に立てば、児童相談所と密に連絡を取る必要があった。
- 職権による一時保護を決定するほどリスクが高い重大事案は、児童相談所が各関係機関に必要な情報を提供し、各現場の対応決定を主導すべきであった。
- 母子が宮古島市で継父と同居していることが判明した時点で、児童相談所は速やかに家庭訪問を実施し、子どもの安全確認とリスク評価をするべきであった。諸事情により迅速な対応ができない場合は、宮古島市の関係機関や同市を管轄する中央児童相談所に十分な情報を伝え、情報共有した上で互いに連携して必要な対応を講じる必要があった。
- 児童相談所は、児童家庭支援センターに休日・夜間等の緊急対応等を依頼したり、必要に応じて、児童家庭支援センターに併設する児童養護施設に一時保護を

委託したりすることも可能であったが、このような連携も全くなされなかった。

### (3) 児童相談所の体制について

平成 26 年度の県内児童相談所における虐待相談処理件数は 478 件で過去最多となっている。児童相談所の体制強化については、過去の児童虐待死亡事例検証報告書でも提言されてきたところであり、その後、職員の増員、スーパーバイザーの配置拡充、虐待防止グループの設置等が進められてきた。

虐待対応において児童相談所は、子どもの安全確認や一時保護など強制措置を伴う「介入」と、親の相談援助や家族の見守りなどを行う「支援」の両機能を担っており、それぞれ初期対応担当班、地区担当班が役割を分担して対応する体制を取っているが、本事案においては適切に機能しなかった。

上記について、次の問題点・課題が指摘できる。

- 児童虐待の相談件数の急激な増加に加え、複雑で対応に苦慮するケースが増加する中、職員の増員は図られているものの、若年で経験の浅い職員の割合が高く、若手職員を支え助言指導ができる中堅・ベテラン職員数が十分とは言えない。
- ケースワークの流れを重視すると、「介入」と「支援」の両機能を分断することは難しいが、児童相談所における介入と支援の役割分担を徹底し、一時保護を確実に実施できるような体制が必要であった。

### (4) 離島における虐待対応体制について

沖縄県における児童虐待による死亡事件は、平成 12 年の児童虐待防止法の施行以降、本事案を含め 7 件発生しており、うち児童相談所が係属していた事案は平成 17 年の那覇市、平成 21 年の石垣市、今回の宮古島市の 3 件となっている。

上記について、次の問題点・課題が指摘できる。

- 宮古島市へ一家が転居した後、継父と母子の同居が続いており、子どもの安全が危ぶまれる状況でありながら迅速な対応ができなかった中で、本事件が発生している。沖縄本島から遠く隔たった離島の地理的なハンディが本事件の一因であることは否めない。多くの離島を抱える本県では、遠隔地であることを踏まえた離島の支援体制が必要であるが、十分に整備されていないのが現状である。

### (5) 過去の提言の再検証等について

これまでの児童虐待死亡事例については、その都度検証がなされ、対応策が提言されてきたが、検証報告書の再確認や、定期的な再検証はなされていない。

上記について、次の問題点・課題が指摘できる。

- 児童虐待死亡事例検証報告書は、児童福祉従事者への研修資料として活用すべきである。過去の教訓に学び、提言内容を再確認する研修等が必要であったが、十分に活用されていなかった。
- これまでの提言に対して、どのような対応がなされてきたか、また、どのような点が未だ解決されていないか等を継続的に検証し、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会へ定期的に報告を行うことは重要であるが、実施されていなかった。

## 6 提言

### (1) 子どもの安全確保の最優先

児童虐待の対応において、最優先すべきは子どもの生命の安全確保であり、現在の環境におくことが子どもの安全を確保する上で明らかに問題があると判断された場合は、まず一時保護を行うべきである。

一時保護の実施にあたっては、以下を徹底する必要がある。①多面的な情報収集を行い、リスクアセスメントシート等を活用し、客観的で合理的な評価に基づいて一時保護の要否を判断すること。②一時保護を決定した場合は、確実に実施すること。③一時保護の決定を変更する場合は、リスクの軽減を再評価した上で、外部専門家の意見を聴取するなど一定の手続きを経ること。

また、DV問題を抱える家庭に対しては、DV被害者の心理的特徴に十分留意し、母親の意向に引きずられることなく、常に子どもの立場に立った判断を行うことが重要である。

- 子どもの安全確保が最優先であるという基本的認識を今一度確認し、一時保護等の判断に係る会議においては、「子どもの立場で」という視点を徹底すること。
- 少数の固定メンバーで行う会議は、ひとつの偏った意見に流れるおそれがあるため、当該事例担当者以外の職員や外部専門家に適宜会議へ参加してもらうなど、会議のあり方を工夫すること。
- 嘱託医や嘱託弁護士など専門的知見を有する外部専門家の意見を積極的に聴取し、判断の材料として有効に活用すること。

- 会議を行う際には、先に行った判断が適切だったかどうかの見直しや再評価ができるよう、方針決定に至る過程が見えるような記録を残すこと。
- いったん一時保護の決定をしたのであれば、安易に決定を覆すべきではない。一時保護の決定後、一定期間内に保護が実施できない場合は、関係者会議や外部専門家の意見聴取等を経た上で留保を了承するなど、一時保護の実施が遅延されないようなシステムを整備すること。
- 一時保護の決定を変更する場合は、リスクアセスメントシートに基づいた再評価を行い、リスクが軽減していることを明確に示すこと。
- 転居に伴い児童相談所の管轄が変わった場合、どの段階で移管するかについて予め児童相談所間で協議を行い、滞りなく引き継ぎが行われるようにすること。
- DV が絡む児童虐待の難しさ、DV 被害者特有の心理的特徴を十分認識し、家族全体の関係性を考慮しながらも、子どもの視点で判断、対応すること。
- 児童相談所と女性相談所の合同研修の機会を増やし、児童虐待と DV に関連する基礎的知識を深めるとともに、事例検討を盛り込むなど研修の内容を吟味し、より実践に即した研鑽を積むこと。

## (2) 関係機関の連携強化

本事案のように、一時保護の要否が検討される事例の場合は、各関係機関と早期に情報共有を図り、危険性を相互に認識した上で協力体制を構築する必要があり、児童相談所は、情報共有のあり方や、関係機関との連絡調整等において主導的役割を果たすべきである。

虐待対応の介入の場面では警察実務の経験は有効であり、県と警察の人事交流について実現に向けた検討が求められる。

また、各市町村の要保護児童対策地域協議会は、児童虐待の防止と対応の最前線に立つ市町村の中核的組織として、専門性の向上と機能強化に努める必要がある。

- 児童相談所は、一時保護が検討されるような事案については、市町村や警察等の関係機関に早期に情報を提供し、連携体制を速やかに構築すること。
- 一時保護を確実に実施するための方策として、児童相談所へ現職警察官を配置するなど、具体的な体制作りを検討すること。
- 各市町村の要保護児童対策地域協議会をさらに充実させ、児童相談所と市町

村、その他関係機関の連携を強化すること。

### (3) 児童相談所の体制見直し

児童相談所は、一時保護など強制措置を伴う「介入」機能と、保護者への相談援助を行う「支援」機能を有しており、支援機関として根本的な難しさを抱えている。

過去の死亡事例検証においても、親子分離等の権限行使と、分離した親子の再統合を同一機関が担う課題について触れており、国は児童虐待対策の見直しに向けた専門委員会を立ち上げ、「介入」と「支援」のあり方を含め議論が進められているところである。よって、国の制度改正の方向性を見極めつつ、現時点で改善可能な部分については、児童相談所の体制の見直しを図る必要がある。

児童虐待の相談対応件数および対応に苦慮する難しいケースが増加する中、県は児童相談所の人員配置増と組織体制の充実に取り組んできたが、増員された職員の多くは若年で経験が浅いため、人員構成のバランスが整っているとは言い難い。職員の専門性向上のためには、若手職員への助言指導が十分行われるよう支援体制を整え、困難な職務内容であってもやりがいを実感しながら経験を積むことが重要である。そして、将来は現場を支え牽引できる人材となって活躍し続けることができるよう、心身の負担軽減のため、職員配置の一層の充実と環境整備を行う必要がある。

- 一時保護は、家庭支援や再統合への支障を懸念して躊躇することがないように、当該事例担当者以外の職員が対応するなどして、介入と支援を行う担当を明確に分離し、確実に保護が実施できる体制を検討すること。
- 複雑化するケースへ対応できる職員育成のためには、若手職員を支え適切な助言指導ができる中堅・ベテランの存在が不可欠である。中堅・ベテランと若手がチームを組み、経験豊富な職員から若手職員への助言指導が十分行われるよう支援体制を整えるために、児童相談所におけるスーパーバイザーの人員枠（目標人数）を設定し、計画的に増員すること。
- 若手職員が将来スーパーバイザーを担う人材として着実に成長し職務を全うすることができるよう、児童相談所における人員配置増を継続し、一層の体制強化と環境整備を行うこと。

### (4) 離島における虐待対応体制整備

本県は多くの離島を有しており、離島における緊急性の高い事案に対して迅速に対応しづらいという課題を抱えている。

平成 19 年に中央児童相談所八重山分室が開設されたが、石垣市への調査によると、八重山地区での虐待相談への対応が迅速化したこと、石垣市児童家庭課等が抱



える困難ケースについて適宜分室から助言指導が行われていること、地域住民への啓発活動が広がりを見せていることなど、八重山分室の専門的判断と役割が地域に貢献していることが明らかとなっている。

県は、八重山分室設置の実績を踏まえ、離島の市町村や関係機関とより緊密な連携体制を構築することはもとより、八重山と同規模である宮古島には分室の設置を含めた検討を行う必要がある。

- 人口規模の大きい宮古島には、児童相談所分室の設置が望ましい。分室の設置により、本島と離島（分室）間で、児童相談所の職員同士が同等の立場と権限で連携して活動することが可能となる。また、分室の働きかけにより、地域の関係機関ネットワークの構築や連携体制の整備が促進されるなど、離島における児童虐待防止対策の拠点として分室の果たす役割は大きい。宮古分室設置に向けて、具体的な準備を進めること。
- 児童相談所内に離島支援専門チームを配置し、離島（小規模離島を含む）における虐待対応の強化を図ること。

#### **(5) 検証をふまえた取組の点検等**

県は、過去に実施された死亡事例検証の提言も踏まえ、児童相談所職員の増員配置や一時保護所の増設、関係機関との連携強化、要保護児童対策地域協議会の開設および運営支援、虐待防止推進を目指した広報啓発活動等、様々な児童虐待防止対策に取り組んできた。

今回発生した痛ましい事件を契機に、事件の再発防止に向けた対応策を提言するにあたり、本検証結果報告書の提言に基づく具体的な取組みが、どのように実施されているか、継続的な点検や見直しを行う必要がある。

また、児童相談所において人事異動等で職員の転出入があった際には、死亡事例検証報告の内容について学び、組織的に検証の共有および継承を図る必要がある。

- 1年後を目途として、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会の中で、今回の提言に対する具体的な対応状況、成果、課題や問題点等について、検証の見直し作業を行うこと。
- 児童相談所職員研修などの機会に、過去の死亡事例検証報告書の内容を取り上げ、二度と同じような痛ましい事件が起こらないよう検証結果や提言を確認し、過去の事例の教訓を職員に周知徹底すること。

(資料)

1 沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会開催経過

(1) 平成 27 年 9 月 15 日 (火)

第 1 回会議

- ・事例の概要及び経緯説明
- ・今後のスケジュール確認

(2) 平成 27 年 10 月 22 日 (木)

第 2 回会議

- ・事例の把握
- ・関係機関 (沖縄県警察本部) へのヒアリング
- ・問題点・課題の抽出

(3) 平成 27 年 11 月 19 日 (木)

第 3 回会議

- ・関係機関 (宮古島市児童家庭課) のヒアリング
- ・問題点・課題の整理

(4) 平成 27 年 12 月 17 日 (木)

第 4 回会議

- ・問題点・課題の整理

(5) 平成 28 年 1 月 21 日 (木)

第 5 回会議

- ・今後の対応策、提言の検討

(6) 平成 28 年 2 月 18 日 (木)

第 6 回会議

- ・提言のとりまとめ
- ・検証報告書素案の検討

(7) 平成 28 年 3 月 17 日 (木)

第 7 回会議

- ・検証報告書素案の確認

(8) 平成 28 年 4 月 14 日 (木)

第 8 回会議

- ・検証報告書のとりまとめ

2 沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会委員名簿

(50音順・敬称略)

氏 名		区分	現職名
部 会 長	井村 弘子	学識経験者	沖縄国際大学総合文化部 教授
	玉城 孝	社会福祉事業 従事者	児童養護施設島添の丘 施設長
	渡久地 鈴香	学識経験者	那覇市立病院 医師
	横江 崇	学識経験者	美ら島法律事務所 弁護士
	渡邊 浩樹	学識経験者	いずみ病院 医師